

## 吉彦秀武の実像

——二人の「荒川太郎」の関係を軸に——

野 中 哲 照

### 一 はじめに

吉彦秀武は、『陸奥話記』『後三年記』に登場する重要人物である。にもかかわらず、この人物については、史資料上の制約もあって、ほとんど何もわかっていない。歴史の実体としての吉彦秀武がどのような存在であったのかという問題は、とくに『後三年記』をどう読むかの問題に深く関わる。本稿では、数少ない史資料ながらもそれらを丹念に縫合し、近年の歴史学・考古学の成果も交えつつ、吉彦秀武像の復元をはかることを目的とする。

そのためには、吉彦秀武・清原武貞の「荒川太郎」の通称が重なっている問題を解決しなければならないし、出羽国山北(仙北)地方における清原氏と吉彦氏の関係も明らかにしなければならない。いくつかのハードルがあるというわけである。

### 二 吉彦一族の出自とその成長

高橋崇(一九九六)などの先行研究を総合すると、俘囚には二通りある。在地系俘囚と移民系俘囚である。在地系俘囚は、もともと奥羽の地に居住していた者たちのうち、中央政権に対して恭順の意を示してその傘下に入ることに同意した者たちのことである。一方の移民系俘囚は、内地から強制的に移住させられてきた者たちのことである。初期の頃は強制的ではなく移住者を募っていたが、それに応じる者が少なかったため、のちには浮浪人や罪人を強制的に移住させることになったようだ。東北各地に残る地名で内地と同じものが見られる場合、それらは移住者たちの出身地を示す指標であるという考え方が一般的になされている。そして、俘囚の多くは、城柵の周囲に住まわされることが多かった。城柵周辺の田畑を開墾し

キーワード…吉彦秀武、陸奥話記、後三年記、弘田柵、清原武貞

たり農耕したり、あるいは作事・普請や警衛に駆り出されたりもする存在であった。それは、ほぼ八〜九世紀のことといつてよい。

吉彦姓は、もともと蝦夷でありながら早くから朝廷に恭順の意を示していた在地系俘囚として知られている。天平宝字元年(七五七)以前は「君子部」の表記であったが、勅によってそれ以降は「吉弥侯部」と表記するようになった。上毛野君・下毛野君のニュアンスが込められた「君」に「子部」(＝配下の意)を付して「君子部」と称したのだという説がある一方で、大塚徳郎(一九六九)は、服属して王民になるという意味の「君子」だという。奈良時代になって蝦夷出身の土豪たちが大量に中央の貴氏名に改氏改姓する動きがあったとき、吉美侯部の多くは毛野氏に改姓したという(高橋富雄(一九六三))から、毛野氏と何らかの関係——血縁でないにしても——があったのだろう。

大塚は、俘囚の内民化にいくつかの段階を想定し、蝦夷が朝廷に服属して俘囚となり(＝在地系俘囚)、その中でもさらに公民として編入される直前の内民化のかなり進んだ者が「君子部」姓を与えられたのだろうと考えている。君子↓吉弥侯↓吉彦と表記の変更があったものとすれば、『陸奥話記』にみえる吉弥侯武忠(斑目四郎)はやや古い表記を留めたものとみることができ、吉彦は相対的に新しい表記に変更したものと考えてよいだろう。内地ふうの二字姓に準じて「吉彦」と表記したのだとすれば、そこに、いっそう中央寄りには馴化しようとする姿勢を読み取ってよいかもしれない。

\* \* \*

キミコ(君子、吉弥侯、吉彦)を称する者たちの内民化が始まったのがおもに八世紀中葉のことであるとすると(後述)、『陸奥話記』や『後三年記』に描かれている、清原氏と肩を並べるほどの吉彦秀武像には大きな違和感を覚えざるをえない。

吉彦秀武と清原氏の関係については、『陸奥話記』では「武則が甥、また智なり。字は荒川太郎」とあり、『後三年記』では「武則が母方の甥、また、智なり」とある(詳細は後述)。

そして、「荒川太郎」の号は清原武貞と共通していて、新野直吉(一九七四)は「武貞と同じく荒川太郎の字をもつことは、同族の中樞を占める要人であることを示す」と述べている。秀武は清原一門といつて差し支えないということだ。そして、秀武自身の抱いていた自尊心についても、『後三年記』で次のように語られている

秀武、老の力、疲れて、苦しくなりて、心に思ふやう、「われ、まさしき一家の者なり。果報の勝劣によりて、主従の振舞をす。さらむからに、老の身を屈めて庭に跪きたるを久しく見入れぬ。情けなく、安からぬことなり」と思ひて、金をば庭に投げ散らして、俄かに立ち走りて、門の外に出でて、そこばく持ち来たる飯酒を皆、従者どもにくれて、長櫃などをば、門の前にうち捨て、着背長取りて着て、郎等どもに皆、物の具せさせて、出羽国へ逃げて去にけり。(4秀武逃亡)

秀武、この二人（清衡・家衡）が許へ使を馳せて云ひ送るやう、「真衡に、かく従者のごとくしてあるは、そこたちは、安からずは思さずや。……（後略）……」と云ひ送れり。（『6 秀武の画策』）

吉彦秀武は、清原氏の「まさしき一家の者」であって「従者」ではないのだ、と明確に述べていて、清原真衡・清衡・家衡（秀武からみて、いずれも甥）と対等の意識をもっていることが窺える。なにしろ、秀武自身が「従者ども」「郎等」を持っているのだ。『後三年記』世界の秀武像が、清原真衡の専制化に反抗するようなプライドを持ちうる階層に位置する人物として描かれていることは注目し値する。

過去の戦功においても、秀武は相当な人物である。『後三年記』（『3 秀武登場』）に、

昔、頼義、貞任を攻めし時、武則、一家を揮ひて当国へ越え来たりて、桑原郡（栗）営岡にして、諸陣の押領使を定めて軍を整へし時、この秀武は三陣の頭に定めたりし人なり。

とあるように、前九年合戦のときすでに安倍氏追討の功を上げた人物である。このことは『陸奥話記』に詳しく、康平五年八月、多賀城を出た頼義軍と出羽国を出た武則軍とが陸奥国栗原郡営岡で合流し一陣から七陣までの押領使を定めたのだが、ここで「三陣の頭」すなわち押領使に秀武が任じられたのである。ちなみに、一陣は清原武貞、二陣は橘貞頼、四陣は橘頼貞、五陣は源頼義、六陣は吉美侯武忠、七陣は清原武道であった。

年齢については、『後三年記』に「老の力、疲れて」「老の身を屈めて」「雪の首」（白髪頭）とある。承安本絵巻の画中詞を記したかと思われる『康富記』に「及七旬之老屈」とあり、それに従えば永保三年のころに七十歳代ということになる。すると、前九年合戦の康平五年（一〇六二）に「三陣の頭」に定められた頃は約五十歳となる。当時の清原一族において、年齢的にも重鎮といえる位置にあったとみられる。

このように戦功もあり年齢も重ね、血縁的に清原一門でもある秀武の発言力は、後三年合戦が始まるころには相当重いものになっていたと考えられる。

このような吉彦秀武像には、八世紀頃の、中央から下ってきた官人に隷属させられていた俘囚のイメージは、もはやない。八世紀中葉から十一世紀後半に至る約三世紀の間に、大きな社会構造の変化を読み取らねば繋がらないということだ。その約三世紀の間に吉彦一族および吉彦秀武がたどった成長の軌跡は、次のように整理することができる。

- ① 在地領主としての成長（荒川太郎と称するほどの）  
 …………… 秀武の曾祖父・祖父の頃か。
  - ② 右を基盤とした清原氏との姻戚関係（甥や輩の表現）  
 …………… 秀武の父および秀武。
  - ③ 前九年合戦での戦功  
 …………… 秀武。一〇六二年。
  - ④ 七十代に至る長寿  
 …………… 秀武。一〇八三年時点。
- このような経過をたどって、『後三年記』で、「われ、まさしき一

家の者なり」と強弁するほどの秀武像になったようだ。このうち③④については『陸奥話記』『後三年記』『康富記』に書かれていて自明のことなので、次節以降で①②について詳細な分析を加えることになる。

なお、②↓①の順序、すなわち清原氏と姻戚関係を結んだのが先でそれを契機として吉彦一族が勢力を拡大したという考え方も成り立たなくはない。しかし、『続日本紀』天平九年(七三七)四月十四日条の「雄勝村俘長等三人」が「来降」した事例——平鹿の分郡は天平宝字三年(七五九)ごろなのでこの「雄勝村」には平鹿地域を含む——にみえるように、八世紀前半すでに「俘長」なるものが存在し、安定した身分秩序・社会構造が存在したことを感じさせる。このように蝦夷社会・俘囚社会が成熟しつつあることを想起すると、十一世紀のこの社会で、家と家との釣り合いになしに——個人的な女性の好みで下層の娘を抜擢するかのよう——清原の当主が吉彦の娘を娶ったとは考えにくい。それに、『後三年記』の清原真衡が、養子成衡の嫁探しをすにあたって、陸奥国内に身分の釣り合う家が多かったので常陸国からそれを迎えたとするのも、婚姻が家と家の釣り合いを意識して結ばれたことの証左になる。やはり、順序としては、清原氏と姻戚関係を結んでも不自然ではないほどに吉彦一族の勢力が成長し、ほぼ対等の関係になってから家と家との融和の象徴としての姻戚関係が結ばれたと考えるのが自然だろう。

### 三 「荒川」についての従来の説とその問題点

いま焦点を定めた①在地領主としての成長、②清原氏との姻戚関係のうち、第三〜六節では前者①について述べることにする。

秀武の本拠地が出羽国であることは『後三年記』の「出羽国の住人、吉彦秀武といふ者あり」(3秀武登場)で明らかである。真衡館で秀武が砂金を撒き散らしたあと「出羽国へ逃げて去にけり」(4秀武逃亡)、それを追って真衡も「すでに出羽国へ行き向かひぬ」(5真衡出陣)、「我が身(真衡)は先のごとく出羽国へ行き向かひぬ」(9真衡再度出陣)と、『後三年記』の序盤は陸奥国と出羽国との往復が頻繁に印象づけられている。もちろん、ここでいう「出羽国」とは、実質的には山北地方を指すのだろう。そして、出羽国の中でも、吉彦秀武の号である「荒川太郎」を根拠として、秀武は「荒川」を本拠地としていたと推定されている。「荒川」については、次の三説がある。

第一は、現在の秋田県大仙市(旧山北郡)協和町に荒川の地名が残るあたりである。ここを雄物川上流の淀川の、さらに上流の荒川が流れている。菅江真澄『月の出羽路』も〈協和荒川〉説を挙げている。第二は、現在の仙北郡美郷町(旧千畑町)大字小荒川である(明治二十二年の合併以前は小荒川村)。これを〈美郷小荒川〉説と略称する。第三は、伊藤直純『我観後三年役』の紹介する湯沢市(旧雄勝郡)稲庭である。しかし、これは「荒川」の号と結び付かないうえ、町史、地名辞典の類で全く触れられておらず、伊藤が何を根拠にした

のかさえ不明である。

有力なのは第一説、第二説というわけだが、「荒川太郎」を名乗る者に吉彦秀武と清原武貞とがいるので、これを二か所の「荒川」に振り分けようとする説がある。『角川日本地名大辞典 秋田県』「中世支配関係図」で、「協和荒川」を吉彦秀武圏、「美郷小荒川」を清原武貞圏とするが、その根拠は示されていない。おそらく、後者のほうが横手盆地の中心域で、周囲に肥沃な平野が広がっているため、清原本流たる武貞を（美郷小荒川）に充て、消去法として傍流の秀武を（協和荒川）に充てるという考え方がなされたのだろう。

従来の説には、問題点が二つある。一つ目の問題点は、「協和荒川」はそもそも説として擬定するに値しないということである。ここは雄物川の支流のそのまた支流の山がちな地域で、周囲に平地がほとんどない。高橋崇（一九九六）が指摘するように、八世紀ごろ——今ここで考察している十一世紀より三世紀ほど前——はひとつの郡を建置するのに移民政策を駆使し、城柵を中心に土地を開拓させ、朝廷に帰順の意を示してくれる現地民を俘囚——蝦夷と区別する意味での——として優遇しつつ、必死の思いで辺境経営をしていたのである（それでも飢饉や疫病によって人口減に悩まされていた）。大塚徳郎も、吉彦姓を名乗ることは公、民として編戸されたあかしだと述べている（先述）。そのような研究成果が、秀武のような重鎮の本拠地の擬定に活かされていない。

航空写真【図1】を見ればすぐに諒解できることだが、山本・平鹿・雄勝の山北三郡の地は山に囲まれた盆地であり、雄物川上流域

の貴重な平地である（奥六郡も北上川流域の貴重な平地）。律令体制とはそもそも班田収授を根幹にしたもので、農耕（租）を中心にして調・庸の貢納を加えた制度であった（のちに崩れるが）。郡・郷・里の建置は——後世ならいざしらず——この時期においては、まだ平野部が基本とされたものと考えるべきだろう。

誤解を与えないよう念のため述べておくが、平野部が先に開拓されて山間部のそれが後れたと述べているのではない。東北の山間部でも縄文・弥生以降のおびただしい遺跡の発掘があり、厳然としてそこには人々の暮らしがあったことがわかっている。ただしそれは、たとえば胆沢城から鹿・猪などを食したらしき痕跡（獣骨）が

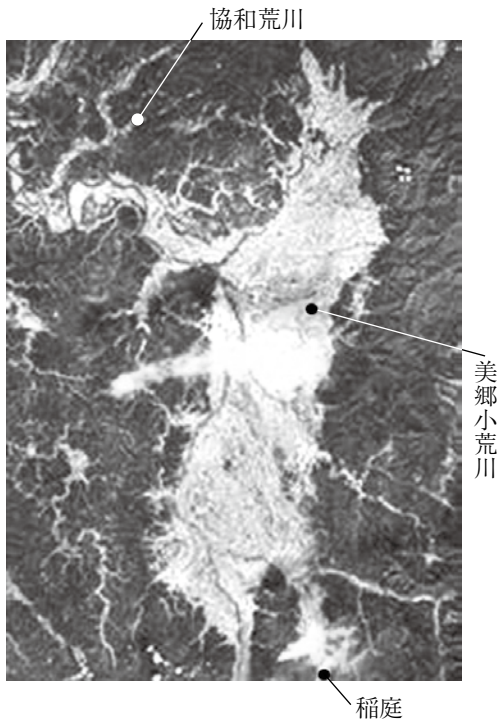


図1 山北三郡の航空写真と荒川の三説

発掘されているように、農耕を主体とする文化とは異質なものであった。彼らはおそらく、山間部と平地とを自在に往復して山の恵みも野のそれも享受するような存在であったのに対して、律令制度は平野部への定住を強制し、〈戸籍・計帳〉で彼らを縛りつけようとするものであった。ゆえに、先進的な弥生文化が後進的な縄文文化を凌駕していったのではなく、ニュートラルな立場から見れば、異質な文化どうしのせめぎ合いが古代東北において繰り広げられたというべきなのだ。

そこで話を元に戻すが、中央政権に恭順の意を示して俘囚となり、「俘囚の主」たる清原氏との姻戚関係を結んでいる吉彦秀武の本拠地「荒川」が、周囲に田畑のない山あいの〈協和荒川〉だとはまず考えられない。よって、吉彦秀武の「荒川」は〈美郷小荒川〉のことだと断定したい(あとの節で、これを微修正する)。

先行研究の二つ目の問題点は、清原武貞圏と吉彦秀武圏というように二人の「荒川太郎」が相容れないはずだという先入観、固定観念を抱いてしまったことである。たしかに二人の「荒川太郎」が同時代に並存していれば、二か所に振り分けたくもなる。しかし、この場合、同時代といえたとしても同世代といえるのかどうか疑問である。つまり、二人の「荒川太郎」である清原武貞と吉彦秀武の、それを名乗った時期がずれるということは、十分に考えられる。そこで、二人の年齢関係を点検する必要がある。しかも、二人を区別しなければならない意識があったのなら一方を「荒川次郎」などとすればよいわけで、同じ名乗りを称しているのなら、むしろ両

者の間に継承性(いわゆる、名跡を継ぐ、ということ)を考えたほうがよいということになるのではないか。これについては、吉彦秀武のほうが清原武貞よりも十歳ほど年齢が上とみられることを軸として、第七〜八節で詳述する。

#### 四 小荒川に対応する、本荒川<sup>2)</sup>の存在

——〈美郷小荒川〉から〈荒川地域〉への微修正——

「荒川」をめぐる三説のうち、もはや第一と第三は採るべき根拠がなく、第二の説(美郷小荒川)のみその可能性があるというべきだが、厄介なことに、現在、第一説(協和荒川)のほうが「荒川」なる地名が色濃く残っていて(旧村名として、川の名として、鉾山の名として)、第二説(美郷小荒川)の「小荒川」は存在感の薄い大字でしかない。

しかし、「正保四年出羽国一國絵図」(一六四七年、『角川日本地名大辞典秋田県』所載)には「小荒川」が記されている。これには街道に相当する線が書き込まれているのだが、それによると当地は、北の角館方面、南の横手方面、西の大曲方面、東の国見峠方面の十字路のような位置にあり、とくに東の国見峠方面は「南部領大田村江出ル」とあって、山北地方から陸奥国に抜けるルートの一つとなっていることがわかる。「小荒川」が地理的に見て重要な位置にあることが窺える。この「小荒川」が明治期に荒川村となり、現在は美郷町(旧千畑町)の大字となって残ったというわけである。

ところで、〈美郷小荒川〉が「小荒川」と称するからには、近くに大荒川がないしは本荒川が存在するのではないか。じつは、「荒川」の第二説として美郷の「小荒川」を取り立てた旧説〔野中（一九九四）は地名辞典類で確認できる程度の浅い理解によるものであって、国土地理院の五万分の一地図「金沢本町」を確認すると当地には「小荒川」以外の「荒川」がたしかに現存する。これこそが、本荒川だろ。う。〕

享保十五年（一七三〇）の『六郡郡邑記』（秋田県の地名）「六郷東根村」によると、六郷東根村の支郷として、

逢野々村、イルイ伝村、立堀村、藤屋鋪村、田中村、中谷地村、味噌田村、下ノキハ村、野来伝村、八景村、四天寺村、一ツ屋村、二ツ屋村、田ノ尻村、へび沢村、鎧ヶ崎村、荒川村、四ツ屋村、湯田村、七滝村、中村、関田村、筑後屋敷村、雀柳村、細田村、ヲツキリ村、紀伊国村

が掲載されており、このうち傍線部の五か村については、もっと遡れる。「文禄三年中郡村々書上写」（一五九四年）に「鎧崎・四天寺・関田・紀郡・荒川」とあるもので、この五か村七〇七石は「六郷旧領」で、小田島氏が管轄していたという（漆家文書、『角川日本地名大辞典 秋田県』「六郷東根」）。この五か村の地名は現存しているので、それを地図の上に落としてみると、「小荒川」とはまた別の「荒川」地域であることがわかる（直線距離で五キロメートルほど離れている）

【図2】。

しかも、近世以来の小字を保存しているとみられる「小字一覧」



図2 荒川地域（小荒川と本荒川）

（『角川日本地名大辞典 秋田県』所載）には、鎧ヶ崎、上四天地、下四天地、上関田、中関田、下関田、南紀ノ国、東紀ノ国、北紀ノ国、西紀ノ国とともに上荒川、中荒川、下荒川も掲載されている。さいわい、ウェブ上の地図サイトであるマップ・ファン・ウェブでは、美郷町の小字である「荒川」のあたりをポイントすると、上荒川、中荒川、下荒川という地名が表示される。このウェブ地図は、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行「全国デジタル道路地図データベース」を使用していることだが、その典拠は地元的地籍図だろう。また、グーグル・マップでも、上荒川・中荒川・下荒川が表示されている。

こちらの、本荒川も黒森峠を経て陸奥国に抜けることのできる

交通の要衝である。このように、地籍図レヴェルまで確認すると、一般に知られている以上に、この地域は「荒川色」がじつは濃いのである。ここでわれわれが反省させられるのは、前出「小字一覽」によると、真昼山地の一、二合目あたりまで小字が分布していることである。山の恵みも野のそれも享受していた近世までの生活感を失ってはなるまい。

このように、これまで美郷町の「小荒川」を中心として考えられていた「荒川」は、五キロメートル南東の小字「荒川」(「本荒川」まで含めて、やや広い範囲で「荒川地域」として捉える必要がある) そうだ。

## 五 河川の名称としての「荒川」

そもそも、「荒川」などという地名は、川の名に由来するのではないだろうか。『大日本地名辞書』は、「鞠子川は、長信田村の東嶺に出て、西南に降り、荒川を合せ、大曲駅の北に達し、御物川へ入る」と説明している。長信田村は大仙市の北東部にあたり、平成の市町村合併までは太田町と称していた地域の、その東部である。そこを流れているのは、川口川である。すると、この巨視的な地理感覚に釣り合う「荒川」とは「本荒川」地区を流れる丸子川の支流(湯田沢川)のことではなく、現丸子川全体の別名だということになる。なお、川口川と丸子川とが合流し、「大曲駅の北」を経て雄物川に注ぐとあるが、正しくは「大曲駅の南」である(あるいは駅が移

転したものか)。

払田柵の先駆的研究者である後藤宙外が昭和五年に描いた「仙北郡高梨村払田柵址略図」(辻家蔵、秋田県教育庁払田柵跡調査事務所(一九九五))を見ても、この鞠子川に「古名荒川」と注記している(図3・4)。「大日本地名辞書」は新潟県出身の歴史地理学者である吉田東伍によって明治三十九年(一九〇六)に刊行されたもので、「仙北郡高梨村払田柵址略図」は地元仙北郡払田村の出身であり六郷町長を務めた後藤宙外によって昭和五年(一九三〇)に書かれたものである。

そこで注目されるのは、荒川という名をもつこの川の「荒川(暴れ川)らしきゆえん」についてである。払田柵周辺は、標高六五メートルの真山、五四メートルの長森という丘陵部を除けば平坦地で、北の矢島川(烏川)と南の丸子川(鞠子川)に挟まれていて、増水すると周囲が水浸しになって浮島のような地形である【図5】。

丸子川の下流部分は平坦地ゆえに往時は流路も定まらなかったのではないかと考えられ、しかも湯田沢川、七滝川、善知鳥川、西の沢などを合せるので、大雨が降った場合には現在以上にすぐに水浸しになるようなところであったと考えられる。文字通りの「荒川」である。

その証拠らしきものが、払田柵跡から発掘されている。外郭の南部に、東から西へ流れていた河川の跡が発見されているのである【図6】。小川ではない。一般の土手に相当する角材列や長さ一七メートルの橋長と推定される橋脚が発掘されている。この川がほぼ直角に曲がり、南の丸子川へと注ぎ込んでいたらしいのだ【図7】。





図4 鞠子川（古名 荒川）  
（図3の部分拡大）

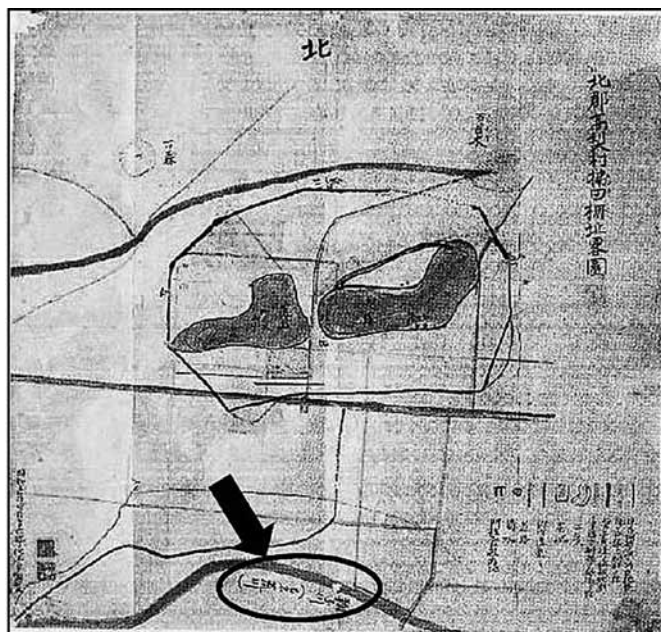


図3 仙北郡高梨村払田柵址略図

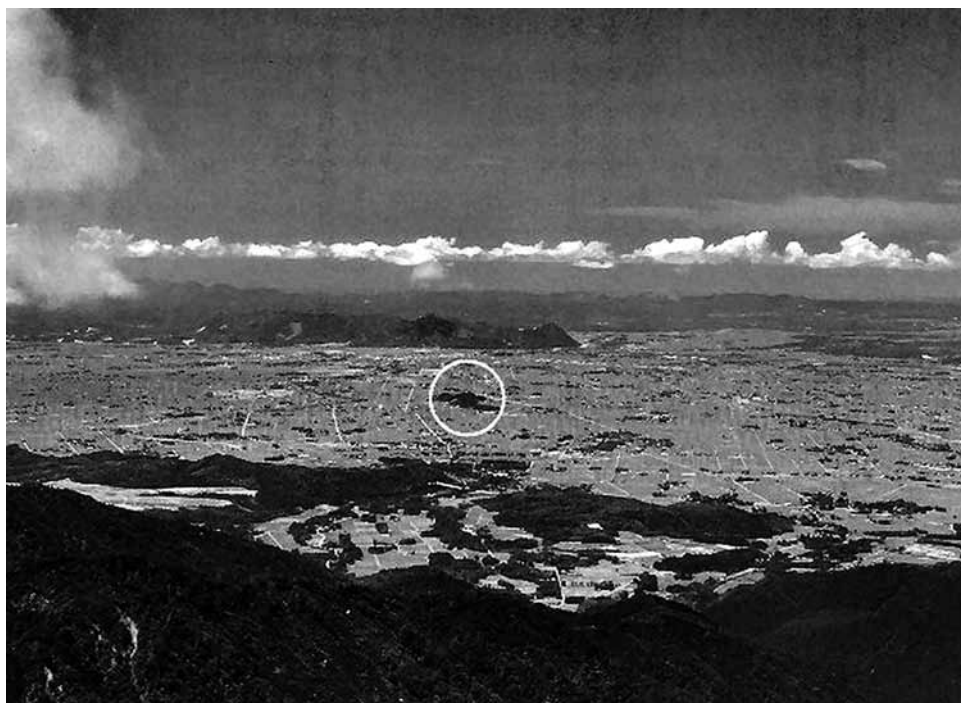


図5 払田柵とその周辺〔払田柵跡調査事務所（1995）より〕  
（白丸で囲んだところが払田柵跡）



図6 払田柵跡の河川跡 (出典は図5に同じ。)

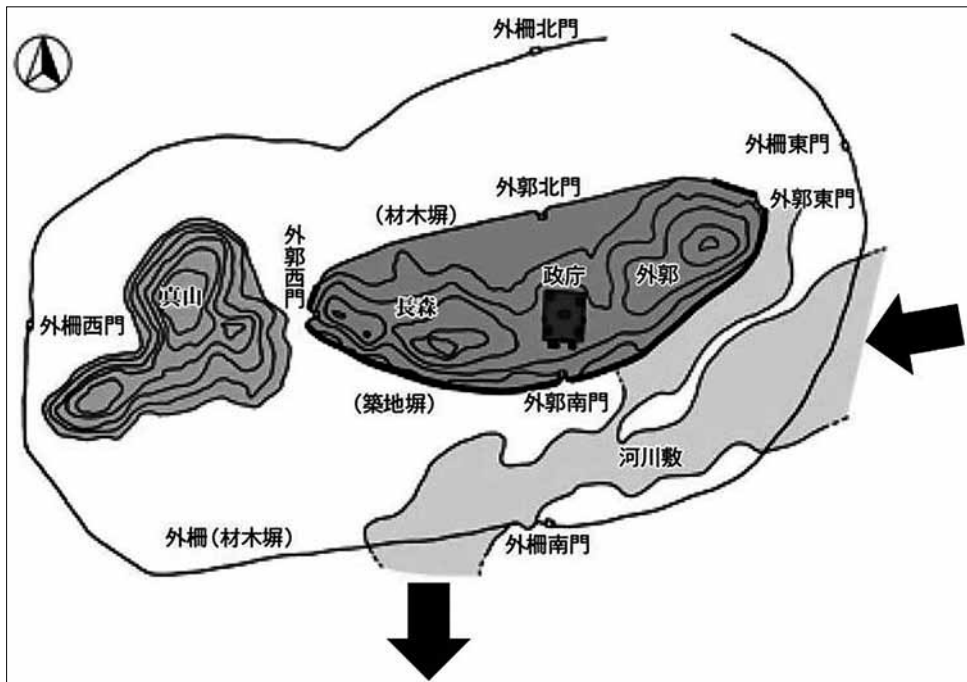


図7 屈曲する払田柵跡の河川跡 (図中の矢印は水の流れを表す)  
〔払田柵跡調査事務所 (2012) より。一部加工。〕

発掘調査報告書によれば、実際に水が流れた痕跡からすると川幅は六、八メートルほどだが、大きく蛇行しながら流れたので、河川敷を含む川幅は南門付近で一〇〇メートル、その東では南北二五〇メートルにも及んで、「外郭の低地には河川敷の占める割合が非常に大き」かった。このような暴れ川は、「荒川」と呼ぶにふさわしい川だろう。今は見る影もないが、川底は川の検出面よりも二メートルも深く、最下層には砂礫が厚く堆積し、そこから土器や木製品が多く出土している。土器の年代は九世紀後半〜一〇世紀初頭である。河川は九世紀初頭には存在し、九世紀後半〜一〇世紀初頭の大规模な氾濫を経て、砂礫層の堆積しやすい状況に変化し、「古代の範囲内」には「川としての最終段階」を迎えたとのことである。おそらく、一〇世紀末ごろまでには枯れたということなのだろう。

さらに『大日本地名辞書』『高梨』の項によれば、明治二十九年八月の地震で四尺（約二〇センチメートル）もの河床隆起が起きたという。今は名もなき川の痕跡でしかないが、平安中期に実際に大きな氾濫の起こったことが考古学的に確認されているということである。そして、美郷町羽貫谷地の谷地中遺跡や同町土崎の厨川谷地遺跡からも平安期の河川跡が検出されているように、丸子川の数ある支流のうちの一支流だけが暴れ川だったとは考えにくい。また、このあたりは現在でも広い平野部であること——山間部の谷川だったら水の流路が地形上の制約を受けるのだが——を考え合わせる、現在の丸子川や矢島川も含めた広い範囲が「荒川」——二人の「荒川太郎」の拠った——だったのではないだろうか。後藤宙外に

よる「古名荒川」の注記——丸子川流域全体が荒川地域——には、それ相当の正当性があるということだ。

さきほど、〈美郷小荒川〉を微修正して山麓部まで広げた〈荒川地域〉を確認した（↑現存地名から）が、ここに来てそれをさらに拡大して、弘田柵周辺まで含む〈広域的荒川地域〉を想定する必要がある出てきたということである（↑大日本地名辞書+後藤宙外+考古学）  
8。

## 六 〈広域的荒川地域〉の実相

——大曲から美郷まで——

そもそも地名を冠して「荒川太郎」などと名乗るということは、その地域に誇りや愛着をもっているということではないだろうか。小字程度の狭い地名ならば名乗りに使われないだろうし、たとえ大でも人も住まない貧しい地域ならばやはり名乗りに使われることはないだろう。このようなことから、弘田柵周辺の当時の〈広域的荒川地域〉を具体的にイメージしておく必要がある。

弘田柵（国指定史跡）は、現在の秋田県大仙市（旧仙北町）弘田と仙北郡美郷町（旧千畑町）本堂城廻にまたがって位置する、平安期の城柵遺跡である。その歴史上の位置づけについては、宝龜六年（七七五）に秋田城から遷された出羽国府、すなわち「河辺府」であるとの説（後藤宙外、新野直吉など）、『続日本紀』に天平宝字四年（七六〇）創建とされる「雄勝城」であるとの説（高橋富雄）があっ

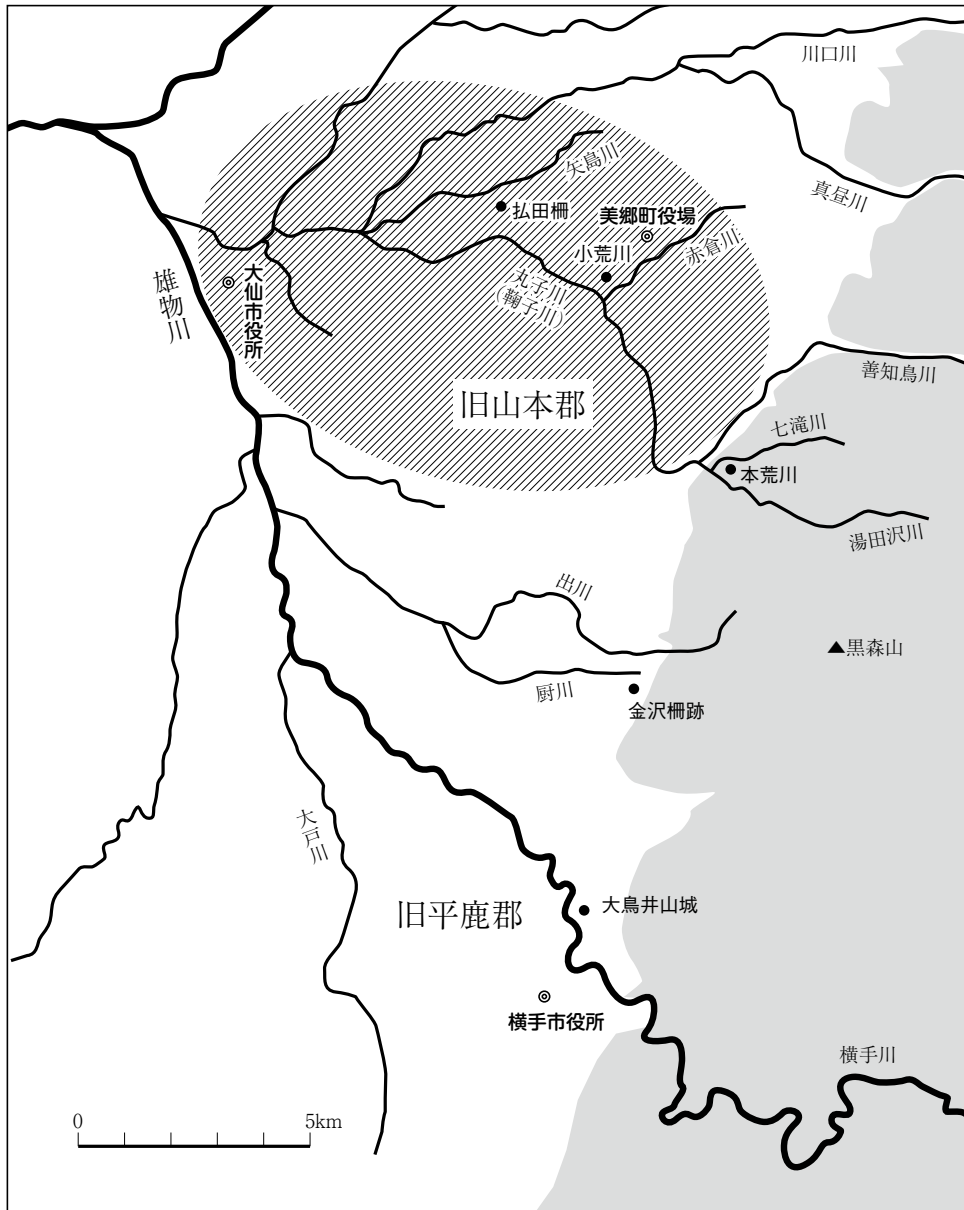


図8 山本郡と平鹿郡 (郡界は出川か)  
〔タマゴ型のアミカケ部分が〈広域的荒川地域〉〕  
(作図の便宜上、小さめにアミカケしてあるが、実際にはこれより広がったと考えられる。)

た。のちに科学的年代測定により創建年代が延暦年間（八〇一年の柵木あり）であることがほぼ確定された。これによって、両説とも年代的に整合しないことが明らかとなったものの、（城輪柵や多賀城よりも大規模で、防御も嚴重をきわめ、辺境経営の城柵として最大級の大鎮域が文献に記載されないはずがない）とした高橋の考え方はいまだに有用で、現在では、横手盆地南端部の雄勝郡内に設けられた雄勝城をのちに移転した「第二次雄勝城」説が支持されている（喜田貞吉、岡田茂弘、熊田亮介など）。ちなみに小論の考えは、払田柵を山本郡の郡衙とみる（高山寺本『和名抄』が根拠。別稿）。いずれにしても、払田柵が古代における横手盆地北部の重要な施設であったことは間違いない。

しかし、その払田柵は西暦一〇〇〇年頃には使われなくなっていた（払田柵跡調査事務所（一九九五））。吉彦秀武が前九年合戦前の十一世紀半ばに「荒川太郎」を名乗っていたとすると、払田柵が機能停止する頃にはある程度豊かな土地になっていたか、あるいは少なくとも豊かになりつつあったと考えなければならぬ。つまり、機能停止する頃の払田柵が、荒野の中にはつんと存在したのではなく、人々が一定程度住み着いていて共同体を形成しているようなイメージでなければならぬだろう。

この地域には蕨手刀が出土した石森古墳（美郷町六郷東根中村）、勾玉が出土した外川原Ⅱ遺跡（美郷町金沢東根南外川原）などがあり、古代から確固たる権力を持った者が存在したことが窺える。さらに、この周辺の遺跡発掘の成果の中から、平安時代のものに限って

列挙するだけでも、次のように一〇件にも及ぶ（ウェブサイト「秋田県遺跡地図情報」（秋田県教育庁 生涯学習課文化財保護室）による）。

- 1、本堂城跡（美郷町本堂城回字館間）：竪穴状遺構・溝跡・溝状遺構・土坑・柵列跡・柱穴、土師器・須恵器・墨書土器・灰釉陶器・燈明皿
  - 2、六郷城跡（美郷町六郷字古館）：土師器・須恵器
  - 3、谷地中遺跡（美郷町羽貫谷地字地中）：掘立柱建物跡・土坑・柱穴・河川跡、土師器・須恵器・木製品（斎串・棒状木製品・箸・漆碗・刷毛）
  - 4、築立遺跡（美郷町羽貫谷地字築立）：竪穴住居跡・柱穴、土師器・須恵器・内黒土師器・木製品（箸）
  - 5、前森遺跡（美郷町金沢字前森）：土師器
  - 6、南谷地遺跡（美郷町飯詰字南谷地）：柱穴、土師器・須恵器
  - 7、石名館遺跡（美郷町南町石名館）：竪穴住居跡・柱穴、土師器・須恵器・内黒土師器・木製品（箸）
  - 8、内村遺跡（美郷町千屋字内村）：竪穴住居跡・土坑、土師器・須恵器・緑釉陶器・青磁・和鏡
  - 9、厨川谷地遺跡（美郷町土崎字厨川谷地）：掘立柱建物跡・溝状遺構・土坑・土器埋設遺構・河川跡・柵列跡・柱穴、内黒土師器・須恵器・墨書土器・灰釉陶器・緑釉陶器・木製祭祀具（形代・斎串・人形・刀形・陽物）・木製品（曲物・漆器・糸車）
  - 10、湯ノ沢遺跡（美郷町金沢東根字湯ノ沢）：土師器
- ここに挙げた事例のうち、たとえば大字小荒川近くの内村遺跡の

遺物でいえば、和鏡が曲物に入っていたこと、緑釉陶器が近江産であること、青磁が越州窯系であることがわかっている。厨川谷地遺跡からは形代・斎串など中央ふうの祭祀具が発掘されている。ここは、払田柵から西に八〇〇メートルほどの場所である。考古学的な成果とは別だが、本覚寺(美郷町六郷字東高方町)には、「貞観の写経」(秋田県指定有形文化財)が現蔵している。平安期の山北地方が閉鎖的な空間ではなく、内地とも交流・交易するような土地であったということである。繰り返すが、縄文・弥生あるいは中世・近世など数多くの発掘成果がある中で、右に挙げたのは平安時代の美郷町に限ったものである(ただし、平安時代といっても奥州藤原氏時代のものも含まれているだろう。しかしそれらを差し引いたとしても、中央の文化が平安末のこの地域に突如出現したのではないだろう)。

美郷町の一〇件とは別に、大仙市の雄物川東岸地域、とくに丸子川・矢島川・川口川の流域にも、次のような遺跡・遺物が検出・発掘されている(いずれも平安期のもの)。

- 1、繁昌Ⅱ遺跡(大仙市高梨字繁昌) ……土師器、須恵器
  - 2、上り場Ⅱ遺跡(大仙市高梨字上り場) ……土師器、須恵器
  - 3、四十八遺跡(大仙市上野田字四十八) ……土師器、須恵器
  - 4、中村遺跡(大仙市上野田字中村) ……土師器、須恵器
  - 5、一ツ森Ⅱ遺跡(大仙市堀見内字一ツ森) ……須恵器
  - 6、下川原遺跡(大仙市払田字下川原) ……土師器
- 少し離れた場所だが、払田柵から六キロメートル北北東の大仙市豊川の観音堂(字)の水神社には、国宝「線刻千手観音等鏡像」が



図9 水神社蔵・線刻千手観音等鏡像(部分)

ご神体として祀られている。これは十一世紀末ごろ——まさに吉彦秀武の時代——の青銅の鏡である【図9】。

残念ながらこの神社の近くを流れる斉内川は「荒川」の別名を持つわけではなく、丸子川の支流でもない。ゆえに、ここを二人の「荒川太郎」の拠った「荒川」に擬定するわけにはいかないものの、十一世紀の山北地方の文化的水準を示すものであることは間違いない。

以上のような文化的水準の高さと広がりを見ると、やはり「点在」というレヴェルではなく面的な広がりをイメージして(広域的荒川地域)を想定したほうがよいということだ。

\* \* \*

ここまでに、(美郷小荒川)から始まって山麓の「本荒川」まで含む(荒川地域)の想定を経て、払田柵周辺の「荒川」(丸子川)まで含む(広域的荒川地域)を想定するまでになった。ここまできると、雄物川に面した大曲地区をどう考えるかという問題に突き当たらざるをえない。

九世紀初頭の『延喜式』によると、最上川では六つの水駅が設け

られ、かなり上流まで河川交通が重視されたことが窺える。雄物川については駅路の終着が秋田城（秋田市寺内）だったゆえに中流の白谷駅（秋田市雄和新波Ⅱ推定）から下流までの水路しか利用されなかったが、日常生活では大曲や平鹿まで雄物川が活用されていたことだろう。大曲は、雄物川流域でも重要な支流の合流点であり、近世に入ってからのことだが羽州街道の大きな宿駅でもあったし、角館街道（北北東へ）や沼館街道（南南西へ）の起点にもなっている。

大仙市大曲丸の内の八幡神社境内にある虎王丸供養塔（総高三・二メートル、五層、秋田県重要文化財）には、「元亨三年（一一三三）七月五日」の銘がある。そのような大曲の中期以降の発展状況を鑑みて、そこへ向けての平安後期からの歴史の接続を考えるならば、そしてまた大曲に注ぎ込む丸子川（鞠子川）の古名が「荒川」であることを想起するならば、さらにまた矢島川・丸子川とその支流も含めてこのあたり一帯が平安期には暴れ川であったらしいことを思い合わせるならば、美郷の「本荒川」から払田柵を経て大曲までの丸子川・矢島川流域を（広域的荒川地域）と考えるべきなのではないだろうか。大曲まで含めての（広域的荒川地域）を想定しなければ、清原氏と対等の意識をもつほどの「荒川太郎」吉彦秀武が水利の拠点を抑えていないということになり、かえって不可解ではないだろうか。

かつての荒川（矢島川・丸子川など）の氾濫が収まったのが十世紀末ごろ（西暦一〇〇〇年ごろ）とみられるので、そのころから吉彦一族——もともとは払田柵周辺に住まわされた俘囚——が農地拡大に

よって勢力を伸ばした可能性があるだろう。秀武の祖父か曾祖父の時代である。折しも、払田柵はちょうどその西暦一〇〇〇年ごろに官衙としての役割を終え、使用されなくなったと考えられている（その理由は、官衙としての機能が平鹿郡衙に吸収されたためとみる。別稿）。官衙勢力が荒川地域から引き上げ、丸子川周辺の広域の荒川が氾濫しなくなったとすれば、二、三代代のうちに急速に私的勢力が拡大したと考えても不自然ではない。

## 七 吉彦秀武と清原氏との二重の関係

ここまでに、第二節で焦点化した①在地領主としての成長、②清原氏との姻戚関係のうち、①について考察を終えた。第七〜八節では、②について検討する。

そもそも、清原と吉彦とは、その名のる姓（中央系の「清原」と俘囚系の「吉彦」）からみても、歴史的経緯（中央政権への帰順は清原氏が八世紀前半、吉彦氏が八世紀中葉と推定される<sup>1</sup>）からみても、『陸奥話記』に見えるような当時の位置づけ（出羽国山北の俘囚の主、清原……）からみても、清原氏のほうが一ランク上であっただろう（中央から見れば同じ俘囚だとしても）。それが姻戚関係を結ぶような関係になるには、清原氏が吉彦一族を無視できなくなるほどに吉彦一族が経済力・求心力を獲得し、清原氏と肩を並べるくらい存在になることが必要だろう。それが、払田柵が使用されなくなった西暦一〇〇〇年ごろ以降の数十年間に想定できる流れである。この数十

年の間に、山本郡の吉彦氏は平鹿郡の清原一族と交流を深めていたのではあるまいか〔図8〕参照。

### 1 「武則が母方の甥」の問題

まず、本文批判の問題として、『陸奥話記』では「武則の甥にして、又婿なり」、『後三年記』では「武則が母方の甥、また、聳なり」とあって、「母方の」があるかないかの異同を生じている。「武則が母方の……」とくれば「甥」ではなく「従兄弟」とあるべきだろうし、「武則が……甥」と『陸奥話記』のように理解すれば、武則の姉妹の子ともである「甥」ということになる。ただし後者が真実だったとすれば「母方の」などという表現が混入してくる理由を見いだせないから、「母方の……」を有する異文が存在するかぎりはそれを無視できないのではないだろうか。転写の過程で煩瑣な情報が欠落してゆくことは容易に想定できるが、根拠もなく異情報（ここでは「母方の」が混入するとは考えにくい。別稿で述べるが、『陸奥話記』は段階的に成立しており、成立当初の原型を留めているという点では『後三年記』のほうが信頼性が高いのである。このようなことから、『陸奥話記』は言葉足らずであり、テキストの信頼性として、これについては『後三年記』を採ることになる。つまり、「武則が甥」ではなく「武則が母方の甥」を本来の記述と捉え、武則の母方につながる甥の意味と考える。

次に、武則の母方につながる甥をどう解釈するかの問題がある。武則の父清原某が直接、吉彦氏の娘を娶ったとも考えられるが、

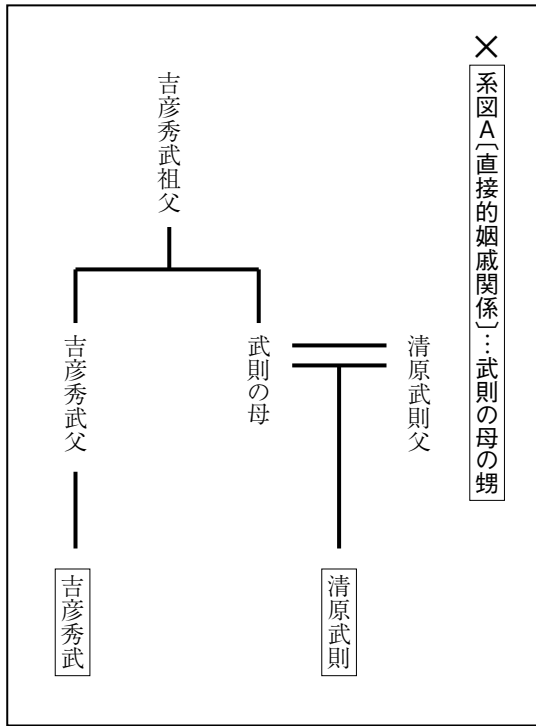
それならば「武則が母方の甥」ではなく「武則が母の甥」と素直に表現されただろう。それに、『後三年記』で清原真衡が秀武に対して、次のように歯牙にもかけないような見下しかたをしているのも気になる。

さまざまの事どもしたる中に、朱の盤に金をうづたかく積みて、目の上に自ら捧げて、庭に歩み出で、たか庭に跪きて、盤を頭の上に捧げて居たるを、真衡、護持僧にて五そうの君といひける奈良法師と囲碁を打ち入りて、やや久しくなりて、秀武、老の力、疲れて、苦しくなりて（4秀武逃亡）

この「金」は砂金だろう。盤に「うづたかく」積みばたいへんな重量である。これを、両手で「目の上に」すなわち目の高さより以上に捧げ持ち、庭に「跪」いてからさらに「頭の上に」まで「捧げ」ていることから、秀武は真衡に対して明らかに臣従の礼をとっていることがわかる。一方では清原氏と同族だという自負を持ちながらも、この場面では、中央から下向してきた客人の手前を考えたのか、あるいは当主としての真衡の顔をたててやろうとしたのか、真衡に敬仰の態度をとったのである。問題は、その秀武に対する真衡の態度である。このあとの秀武の心話文にも「老の身を屈めて庭にきたるを久しく見入れぬ」とあるように、真衡は秀武をほとんど無視するような態度をとっている。この真衡の態度には、吉彦一族に対する侮蔑を含んでいるように見える。歴史と由緒のある相伝の家人なら、こういう軽んじた扱いはしないだろう。たとえば、『保元物語』の源義朝は、鎌田正清・波多野義通ら郎等たちに対して、そのよう

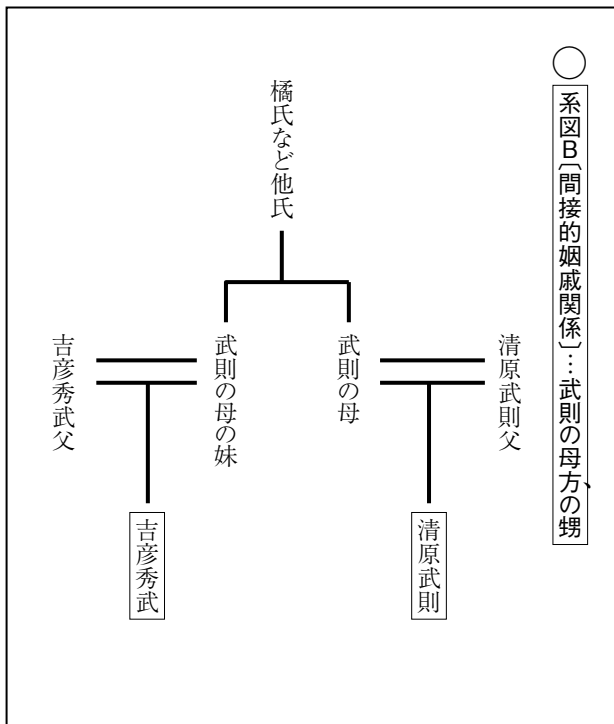


な侮蔑的態度をけつして見せない。吉彦一族は、ここ数代で勢力を伸ばした成り上がりの存在なのではないか。秀武は清原氏に対して対等だというプライドをもっていたわけだから（先述）、両者の認識にずれがあるということになる。一方が成り上がりの場合、ありがちなことである。このように双方の認識上の温度差を嗅ぎ分けると、二世代前の武則の父の時期に、清原氏と吉彦氏とはまだ直接の姻戚関係【系図A】にはなかったと考えたほうがよい。その婚姻関係は、清原氏でも吉彦氏でもない第三の氏族（たとえば橘氏）を介在させた、間接的なものではなかっただろうか。武則の父清原某は



他氏族の娘と結婚し、その娘の妹が吉彦氏に嫁いだ【系図B】と考えば、武則から秀武を見て「武則が母方の甥」という表現はしつくりくる。

なおここで、吉彦秀武父の妻となった女性を、武則の母の妹と限定的にいうのは、後述の武貞の姉が吉彦秀武と結婚することと関連している。清原氏三代（武則父―武則―武貞）の間に吉彦氏は二代（秀武父―秀武）しか進んでいないのである（系図C）参照。ゆえに、





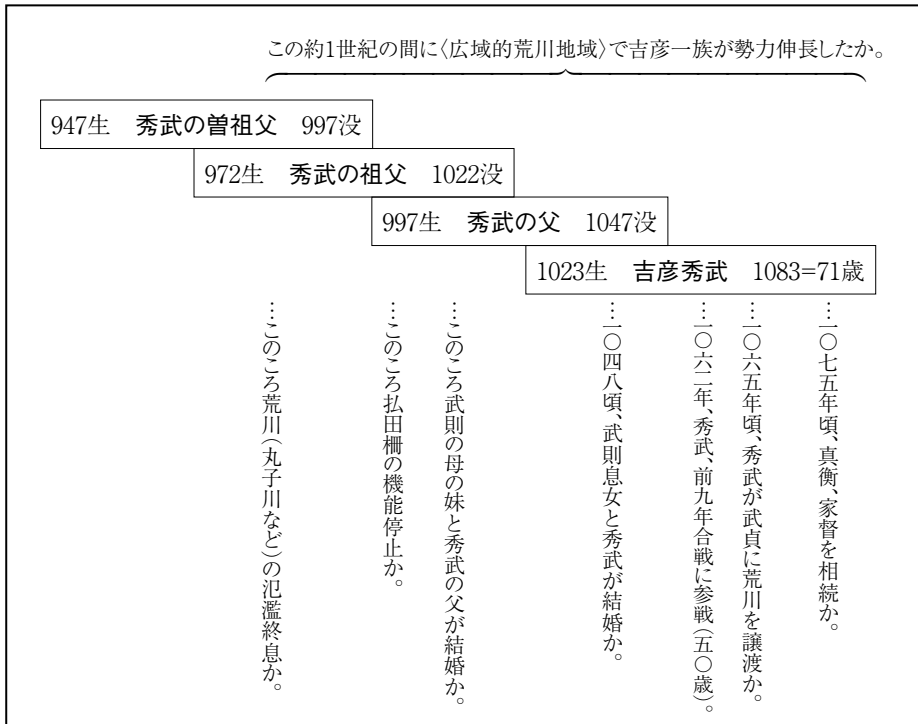


図10 吉彦4世代の図解

承性を読み取るべきではないかと述べた。だとすれば、問題になるのは、その先後関係である。

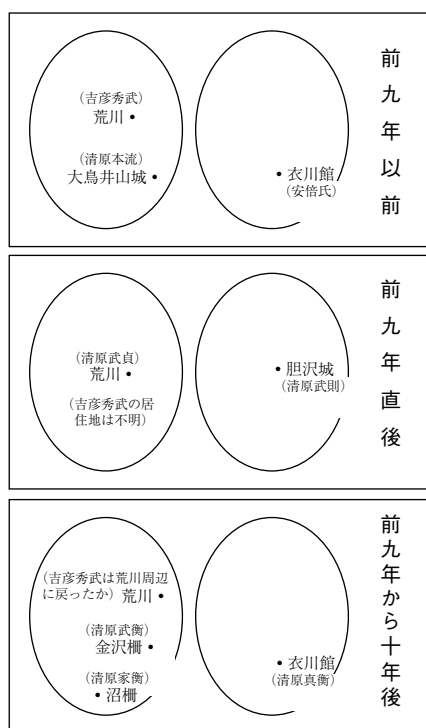
『陸奥話記』では、武貞について「荒川太郎」の号は一度も用いられていない。一方の『後三年記』では、「永保のころ、奥六郡の中に清原真衡といふ者あり。荒河太郎武貞が子、鎮守府將軍武則が孫なり」と武貞についてのみ「荒川太郎」の号が用いられている。『後三年記』では、吉彦秀武については「荒川太郎」とは呼んでいないのである。

清原武貞	×	荒川太郎	『陸奥話記』
吉彦秀武		荒川太郎	『後三年記』
	×	荒川太郎	『後三年記』

このことと、武貞より秀武の年齢が約十歳年上であること（別稿）を考え合わせると、先に「荒川太郎」を名乗ったのは、おそらく吉彦秀武だろう。

根拠はそれだけではない。平鹿郡（横手）と山本郡（美郷）とは平鹿郡のほうが先に拓けた土地であることは疑いようがなく、そこに清原氏が拠ったと考えられるので、俘囚たる秀武の本拠地はそれにくらべて北の山本郡だろうと考えられるのである。武貞が初めから山本郡の〈広域的荒川地域〉に拠ったと考えることには無理がある。

土地の価値は、前九年の戦前と戦後とは変わってくる。前九年の戦前は、清原一門であることを自負する吉彦秀武が「荒川」を領



したのでろう（『陸奥話記』の「荒川太郎」より）。同時期に、大鳥井山城あたりが山北三郡の中心部の、沼柵あたりがその南部の、それぞれ中核的な施設であったとすれば、「荒川」はその北部の中心という位置づけだったのかもしれない。「荒川」は山北で第二、第三ぐらいの要地であった可能性があるということだ。

ところが前九年の戦後になると、奥六郡から安倍氏が消えた状況になっており、武則は鎮守府将軍として胆沢城に移ったとみられる。それに連動して、武則の嫡子武貞が山北の要地である「荒川」を任されたのだろう。そして武貞が早世（五十歳ぐらいで）したところに、相次いで武則も死去している（七十歳近くで）。この時期は、一〇七〇年プラスマイナス五年程度のことだろう。そう考える根拠は、『後三年記』（「真衡の威勢」）の次のような表現から、安定した

真衡政権が五年以上は続いていたように読めるからである。

真衡、威勢父祖に勝れて、国中に肩を並ぶ者なし。心うるはしくして、僻事を行なはず、国宣を重くし、朝威を忝くす。これによりて、堺の中、穏やかにして、兵、治まれり。

永保三年の時点での真衡を四十〜四十五歳と推定した（別稿）ので、かりに真衡が一〇七五年に家督を継いだと仮定したら、それは三十二〜三十七歳ぐらいのこととなる。無理のない想定だろう。

そして、一〇七〇年前後に武則・武貞父子が相次いで死去したら、奥六郡・山北三郡を統合する中心地・衣川館に真衡が移ったため、山北三郡のほうが空きになる。すると、吉彦秀武が再び「荒川」に拠った可能性はある。あるいは、大鳥井山城などに入った可能性もある。このあたりは不明というほかない。

吉彦氏と清原氏との間で、あえて号の継承性を窺わせるような同じ名称を用いているのは、吉彦秀武が武則の娘（武貞の姉）との結婚を許された返礼として、自らの一族が数代かけて守り、豊かに育んできた〈広域的荒川地域〉の土地を、武則の嫡子たる武貞（秀武の妻の弟）に差し出したためではあるまいか。そしてその時期にまだ武則が健在であったとすれば、父武則が平鹿郡に、子武貞が山本郡の〈広域的荒川地域〉に住したと考えることができる。扨田柵周辺の治水や開拓によって経済力を付けた吉彦秀武が、清原武貞に土地を差し出し、「荒川太郎」の号の継承関係が発生した、という推測である。つまり、吉彦秀武と清原武貞の間に「荒川太郎」の号が共通すること、秀武が武貞の姉（武則の娘）と結婚していること

とは連動しているとみるのである。姻戚関係があれば所領を譲渡するような関係が生じても不自然ではないし、逆に所領を譲渡するほどの親密な間柄であればほとんど一族としての意識をもっていただろうということである。

## 九 鎧ヶ崎城と二人の「荒川太郎」

高橋崇（一九九六）のいうように柵の周囲に俘囚が住まわされたとすると、「鞠子」（静岡か神奈川）や「紀郡（紀国）」（和歌山）からの移民系俘囚と、吉彦一族のような在地系俘囚とが払田柵周辺に居住したのだろうが、在地系俘囚は山に近い存在（統繩文系文化圏）であると考えられる。先述の「本荒川」（上荒川・中荒川・下荒川）が在地系俘囚である吉彦一族の「父祖の地」として子孫に保持し続けられた可能性はあるだろう。（広域的荒川地域）（大曲・美郷）のうち、中世以降、本間氏・小田島氏など多くの氏族が流入し、吉彦氏や清原氏の「父祖の地」である美郷の「本荒川」のみに小字としての「荒川」の地名が残ったものと考えられる。

その「本荒川」らしき荒川地区の南に接する丘陵上に鎧ヶ崎城という山城がある（図2）参照。別名を荒川城という（大仙市協和町の荒川城とは別）。『日本城郭大系』にもかろうじて掲載があるが、その所在地を「仙北郡六郷町六郷東根字北鎧ヶ崎」とするのみで、「詳細不明」とある。栗林新一郎（一九七二）によれば、伊藤直純の説として、この城跡が荒川太郎武貞の城ではないかとの考えを紹

介している（伊藤が古伝を紹介したのか、あるいは自らの推論を述べたのかは不明）。秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室のウェブサイトに「秋田県遺跡地図情報」によると、鎧ヶ崎城から平安期の須恵器が発掘されているという。前節までの結論に引き寄せれば、同じ「荒川太郎」でも清原武貞ではなく、吉彦秀武が拠った城ということになる。ただし、それを、秀武が武貞に譲ったということは十分に考えられる。

知られているように、この地域では金沢柵の城域は格段に広く、險阻でもある。清原本流の拠点はより南の平鹿郡（横手市中心部）だろうと考えられるので、金沢柵がもとの清原氏の本城であったとする説には賛同しない。しかし、たとえば前九年後に父武則と子武貞が併存していた時期に、北の山本郡の〈広域的荒川地域〉を武貞が領していたとすれば、家衡が金沢柵で生まれた可能性も出てくる。そうなると、『後三年記』で、沼柵に籠る家衡を叔父の武衡が金沢柵に移ろうと誘う際に、「金沢の柵といふ所あり。それは、これには勝りたる所なり」などと知らない者に説明するかのよう<sup>3</sup>に語っているのが気になるが、それは、物語の語り手の、読者に対する説明意識の現れだと考えれば済むことである。清原家衡は、金沢柵で生まれ、金沢柵で滅びたのかもしれない。

鎧ヶ崎城は金沢柵の北方わずかに四キロメートルの近さにある。清原武貞が、鎧ヶ崎城と金沢柵とを併せて管理するような時期があったとすれば（一〇六二―一〇七五年ごろ）、金沢柵に厨川など安倍関係の地名が残っているのも頷ける。なぜならば、前九年の後、安

倍頼時の娘であり藤原経清の妻であるユウ(有加一之末陪)が武貞のもとに再嫁しているからである。再嫁してきた妻のために、故郷の地名を付けてやったという想定である(栗林も言及)。

武則の嫡子である真衡は先妻の子であると考えられるから、武則は初め鎧ヶ崎城に住し(そこで真衡が生まれ)、先妻を失って安倍氏の娘であるユウを迎え入れる際に金沢柵に移った(ここで家衡が生まれた)と二段階に考えるわけである。先妻の思い出の残る旧居では新妻は辛かろうと気を使つての転居と想像できる。

ただし、二人の「荒川太郎」の舞台を鎧ヶ崎城のみに限定して考える必要はない。本堂城跡、厨川谷地遺跡付近などいくつもの拠点的施設の存在が、この地域では明らかになっている。

## 一〇 おわりに

「エジプトはナイルの賜物」という言葉がある。ナイル川の氾濫に悩まされつつも、それは同時に、上流から有機浮遊物をもたらし、肥沃な土壌を下流の人々に与えてくれるものでもあった。日本でも、木曾川下流の輪中地帯は、たび重なる水害に苦勞しながらも、氾濫によって地力のある土壌に更新されるという利点もあり、やはり肥沃な土地柄であった。河川の氾濫を否定的なものとしか見ないのは、近代人の一面的なものの見方である。(広域的荒川地域)周辺の続縄文人たちは、増水時には山へ逃げ、水が引いて実り豊かな季節になると野に降りて野草の恵みを享受していたのだらう。(広

域的荒川地域)の湿地帯に、水稻が自然発生的に根付いていた可能性もある。弘田柵が歴史上に存在した二百年間は、荒川の氾濫と格闘し続けた歳月だったらう。荒川の氾濫が終息し、弘田柵の周囲に安定的な農地が拡がり始めたとき、柵がその機能を停止したことと思うと、この柵は荒川の治水対策のために設けられた施設ではないかとさえ思われる。それほどに、氾濫終息の時期と柵の機能停止の時期がほぼ重なるのである。ただし、厳密には、洪水による土砂の流入によって川が浅くなったのか、あるいは人工的に治水対策の工事が行われた結果なのかは、今後の考古学の成果を待つてから判断すべきことだろう。

さて、本稿で扱った史資料は、すべてこれまでに紹介されていたものばかりである。『続日本紀』『陸奥話記』『後三年記』などである。新資料があるわけではない。ゆえに、次のような諸点には留意しつつ論理構成した。

- 1、地理地勢や律令制度など基本的な事項の再確認をする。
- 2、広範に材料を収集する(考古学の成果や近世の地誌などを含めて)。
- 3、史資料の表現をデリケートに読んで緻密な想像力によって空白を補う。

これらを可能なかぎり整合的に擦りあわせることに留意した。論理的整合性が本稿の生命線である。

わたしは、歴史学の専門家ではない。いわゆる国文畑の研究者である。ふだん『源氏物語』や『平家物語』を読んで人物像を固めた

り成立論を構築したりする方法を、かなり意図的に導入してみたのである。それが、右の三点のうちのとくに「3」である。考古学分野を除いては新たな文献資料の出現など望めない現代において、あらためて史資料を丹念に読み込むことの大切さが求められているのではないだろうか。

近年、古代東北史の研究はずいぶん盛んになったと言われるが、それでも太平洋側（宮城・岩手）の研究のほうが圧倒的に充実している。出羽山北地方の研究はまだまだ未解明な部分が多い。この状況を打開すべく国文学的な「読み」の力を活用してみたわけだが、当然のことながら「読み」が恣意的なものに偏っていないか、蓋然性の高いものになりえているかは、自戒しつつ今後も再検討してゆक्तつもりである。しかしながら、その振れ幅を含みつつも、出羽山北地方の古代史のヴェールが剥がされる入り口まで、われわれはようやくたどり着いたということはできるだろう。

### 注

- (1) 清原氏の帰順を八世紀前半とみる根拠は『続日本紀』天平九年（七三七）四月十四日条の「雄勝村俘長等三人」を清原氏と無関係ではないとみるからである。一方、吉彦氏の帰順を八世紀中葉とみる根拠は、払田柵を山本郡衙とみれば、その建置に吉彦氏が無関係だとはいえなく、考へにくいからである。天平宝字元年（七五七）に「君子部」↓「吉弥侯部」の表記変更が行われており、山北の吉彦氏の帰順もこれと大きくずれない時期とみられる。吉彦氏の帰順をその時期に措定すれ

ば、清原氏の帰順はそれより一、二世代前の時期になるので、ここで双方の帰順の時期の想定は相互補完的に補強していることになる。  
 (2) 『陸奥話記』では、宮岡に参陣した吉彦秀武に注記して「武則が甥、又智なり。字は荒川太郎」とある。宮岡参陣の時点での号ではなく「陸奥話記」成立時点でそれが混入した可能性も疑わなくてはならないが、この記述の前後には「逆志方（万）太郎」「新方（万）太郎」「斑目四郎」「具澤三郎」の号も見えて物語へのセットでの流入と考えられるので、秀武の「荒川太郎」は宮岡参陣の時点でこの号と考えてよいと思われる。

(3) 家衡はもとも出羽国の沼柵に拠っていたのだから、同じ出羽国内にある金沢柵でなく鑑ヶ崎城であろうと大鳥井山城であろうと、家衡がその存在を知らなかったとは考へにくい。「○○の柵といふ所あり」などと表現すること自体、物語世界の虚構である可能性が高いということである。しかも、金沢柵は、城域の大きな城であるので、その存在を歴史上の実体である家衡が知らなかったとは、きわめて考へにくい。

### 参考文献

- 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所（一九九五）『払田柵を掘る——払田柵跡調査二〇周年記念誌——』秋田県大仙市・同事務所  
 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所（二〇一二）『払田柵跡だより』平成24年3月31日号  
 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所のwebサイト「払田柵跡」  
<http://www.pref.akita.jp/hotta/outline/rjtt/rjtt.html>  
 大塚徳郎（一九六九）『平安初期政治史研究』東京：吉川弘文館  
 栗林新一郎（一九七四）『鑑ヶ崎城柵跡とは何か——その考へ方について——』『六郷の歴史』3 秋田県六郷町・六郷町史編纂委員会  
 謄写版

- 志田諄一 (一九六四) 「毛野氏と同祖と称する氏族とその性格」『茨城キリスト教短期大学研究紀要』4号
- 高橋崇 (一九九六) 『古代東北と柵戸』東京・吉川弘文館
- 高橋富雄 (一九六三) 『蝦夷』東京・吉川弘文館
- 高橋富雄 (一九七二) 『藤原清衡 平泉の世紀』東京・清水書院
- 野中哲照 (一九九四) 『奥州後三年記』注釈 (一) 『古典遺産』45号
- 野中哲照 (一九九八) 『奥州後三年記』のメッセージ ―後三年合戦私戦化の表現を追って― 『鹿児島短期大学研究紀要』62号